

3 市の責務(第4条関係)

(1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

(第4条第1項)

ア 親子ふれあいルームの充実

子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実を図りました。

また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開設数	16 か所	16 か所	16 か所
利用乳幼児数	21,134 人	31,779 人	34,904 人

イ 赤ちゃんの駅登録事業

官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録施設数	529 施設	498 施設	511 施設

ウ 育児サークル・フリースペース活動への支援

乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援しました。

また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援団体数	110 団体	119 団体	107 団体

エ 一時保育事業

保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	70 か所	70 か所	69 か所
延利用人数	7,479 人	6,840 人	5,456 人

オ 子育てサポーターの育成

子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する新たな「子育てサポーター」を養成しました。

子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援しました。

また、子育てサポーターリーダー養成研修を行いました。

さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育てサポーター登録者数	1,493人	1,549人	1,424人

カ 主任児童委員による子育て支援

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当するために選任された「主任児童委員」が、区役所や子ども総合センター、学校、教育委員会等の関係機関、区域を担当する民生委員・児童委員等と連携し、子育て支援に関する様々な活動を行いました。

- ① 見守りが必要な家庭への、学校や民生委員・児童委員との連携による訪問
- ② 支援が必要な子どもや家庭への、関係機関につなぐ橋渡し
- ③ 生後4か月までの乳児の居る家庭への全戸訪問の協力 など

キ シン・子育てファミリー・サポート事業

シン・子育てファミリー・サポートセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員	693人	725人	775人
依頼会員	2,543人	2,631人	2,761人
両方会員	158人	156人	180人

ク 産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業

安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、家族などから家事や育児の支援が受けられない子育て世帯等に対して、市が委託した事業者からヘルパーを派遣し家事や育児などを支援しました。(令和4年10月3日開始)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産前産後子育て支援ヘルパー利用延回数	457回	1,322回	1,238回

ケ 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、冠婚葬祭、仕事の都合などのため、保護者による児童の養育が困難となった場合に、児童の一時的保育や生活指導、夕食の提供を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ利用延人数	708人	644人	1,777人
トワイライトステイ利用延人数	138人	130人	0人

コ シルバー人材センターによる高齢者活游子育て支援事業

子育て経験の豊富なシルバー人材センターの会員が、子育て家庭を支援するため、シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い等を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就業延人日	7,739人日	7,748人日	7,168人日

サ 経済界との連携による学校支援事業

経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組みました。

- ① PTA活動活性化の支援
- ② 企業従業員の親学支援

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象校数	128校	127校	127校

※全小学校対象

シ 子育て支援員の養成・配置

北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」(年6回)を実施しました。専門性を活かし、きめ細かな子育て相談等に対応できるよう、保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等を行い、子育て家庭支援の中心的役割を担う、地域に根ざす保育士の推進に取り組みました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講人数	38人	35人	32人

(2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援(第4条第4項)

ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待の早期発見や、早期に適切な対応ができるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行いました。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加する事例検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談対応件数	767件	868件	915件

イ 保育カウンセラー事業

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応回数	223回	210回	267回

ウ 児童虐待対応リーダー養成研修会

児童虐待への適切な早期対応を行うため、保育所、学校等の職員を対象に「児童虐待対応リーダー」を養成するための研修を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	ライブ配信視聴者数:156人 アーカイブ配信視聴回数: 1,280回	ライブ配信視聴者数:86人 アーカイブ配信視聴回数: 1,673回	ライブ配信視聴者数:54人 アーカイブ配信視聴回数: 797回

(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営(第4条第5項)

ア 要保護児童対策地域協議会の概要

平成8年度に児童虐待防止事業の推進と機関相互の情報交換を目的として「北九州市児童虐待防止連絡会議」を設置し、年に2～3回代表者会議を開催してきました。「北九州市児童虐待防止連絡会議」を前身として、平成17年度に児童福祉法が改正されたのを機に、「北九州市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

この協議会は、児童虐待の予防、早期発見、迅速な対応及び児童の自立、家族の支援を図るための関係機関のネットワークを作り、協力体制の整備にあたることを目的としています。

(参考:北九州市要保護児童対策地域協議会のイメージ 次頁)

イ 市レベルの代表者会議

年2回開催し、児童虐待防止事業の推進に係る協議、各区要保護児童対策実務者会議の報告、各機関の取組の報告や情報交換等を行いました。

警察、医療機関、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、児童福祉施設、教育委員会、子ども総合センター、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関で構成されています。

第1回 令和6年7月24日開催 第2回 令和7年1月22日開催

ウ 区レベルの要保護児童対策実務者会議

区ごとに年数回開催し、実際に活動する実務者である関係機関が集まり、援助ケースを総合的に把握するとともに、個別の援助内容等について協議しました。

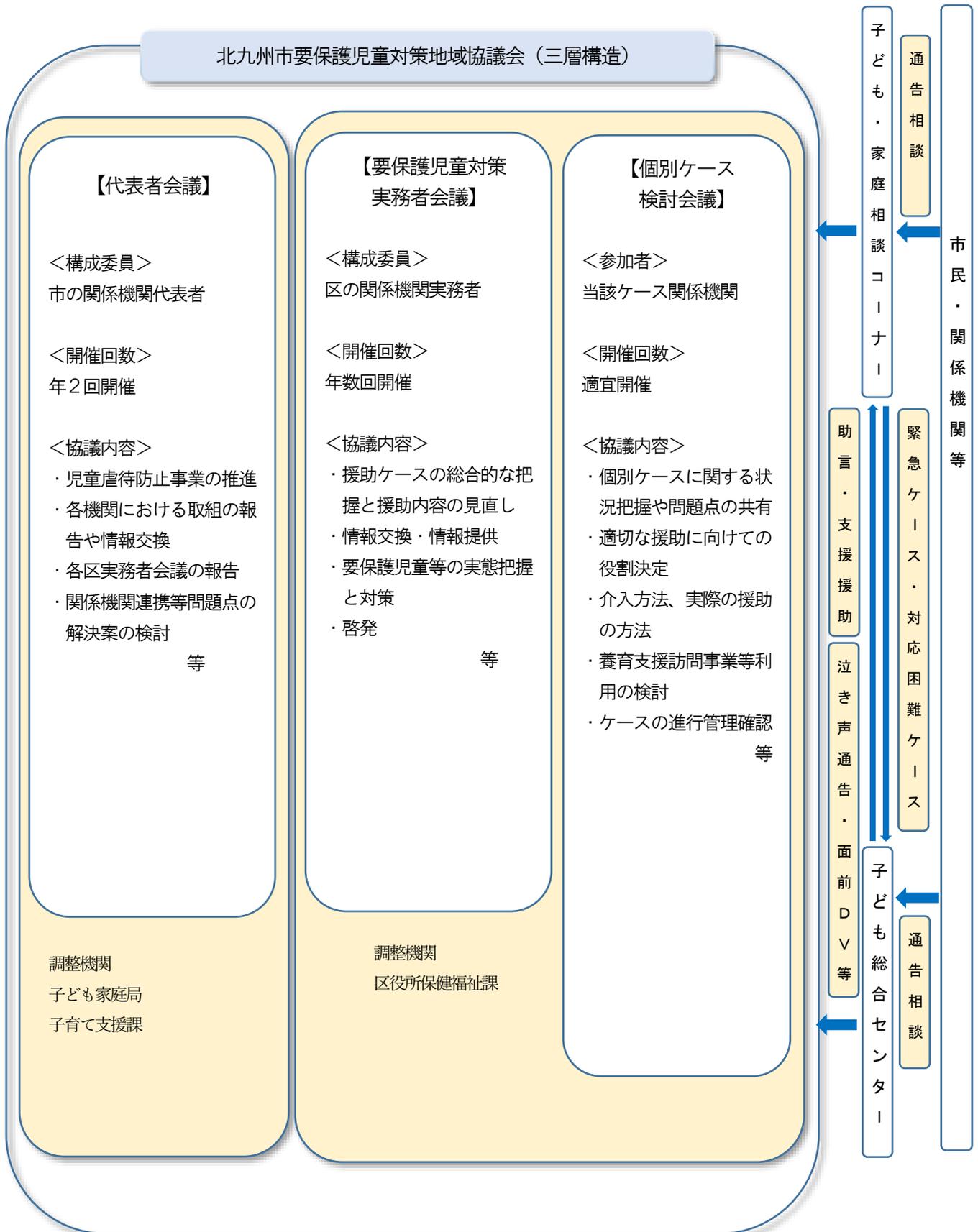
令和6年度 21回開催

エ 事例ごとの個別ケース検討会議

調整機関が中心となって随時開催し、ケース状況、問題点を共有し、適切な援助へ向けての役割分担等を行うとともに、援助内容の検討と確認を行いました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事例検討数	433件	403件	496件

～北九州市要保護児童対策地域協議会のイメージ～



(4) 児童虐待防止等のための事例の分析、調査研究、検証の実施(第4条第6項)

ア 虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

平成24年3月及び平成30年5月に発生した児童虐待による死亡事例2例について、北九州市児童虐待事例等検証委員会を平成30年8月から5回開催して検証を行い、平成31年4月に報告書が提出されました。

令和元年度、関係部局が連携・協力し、この報告書に示された再発防止策に取り組み、令和2年6月、検証委員会に取組結果を報告し、令和3年1月の北九州市社会福祉審議会に、活動報告を行いました。

イ 虐待の未然防止及び早期発見のための事例研究

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な対応ができるよう、地域の医療機関が中心となり児童虐待対応のネットワークづくりを行う児童虐待防止医療ネットワーク事業において、医師、看護師、警察、検察、子ども総合センター等が参加し、児童虐待が疑われる症例について、事例検討会を開催しました。(令和6年度 12回開催)

(5) 精神保健に関する相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第7項)

ア 産後うつ対策

産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、すべての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	5,261件	5,391件	5,191件
継続支援件数	336件	289件	263件

イ 妊産婦・乳幼児なんでも相談

育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行いました。

また、講話などにより子育てに関する情報提供を行いました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	130か所	130か所	130か所
参加人数	13,064人	17,404人	18,404人

ウ 妊娠・出産等に関する相談支援事業

妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、予期せぬ妊娠などの悩みを抱える方を対象に、専門職が適切な情報提供をするなど、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠相談ほっとね相談件数	145件	115件	114件

(6)学校における組織的対応が可能となる体制の整備(第4条第8項)

ア スクールカウンセラー活用事業

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校63校)及び特別支援学校(8校)、市立高等学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図りました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	45,945件	50,706件	54,150件

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行いました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象児童生徒数	706人	608人	700人

(7)相談窓口の充実(第4条第9項)

ア 子ども・家庭相談コーナー

区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行いました。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(全区延件数)	80,760件	79,754件	76,539件

イ 子ども総合センター

児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行いました。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受付件数	6,725件	7,733件	7,176件

ウ 24時間子ども相談ホットライン

いじめ、不登校などの子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話やメールによる相談を受け付けました。

また、相談につなぐため、「24時間子ども相談ホットライン」のPR用カードを、保護者向けと子ども向けに分けて作成し、毎年度、市内小中学校等に配付しています。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	4,099件	4,288件	5,316件

エ 児童虐待防止のための SNS 相談事業(親子のための相談 LINE)

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすくなるよう、SNS を利用した相談を実施しました。(令和4年11月28日開始)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	81件	364件	317件

オ 子育て支援総合コーディネーター

「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行いました。令和6年度は育児講座10回、ミニ育児講座を19回開催しました。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話相談件数	296件	330件	358件
面接件数	663件	315件	538件
メール件数	87件	62件	66件

カ ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、令和4年度に、これまでの区役所子ども・家庭相談コーナーでの支援に加え、「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」を開設し、相談対応や学校訪問(アウトリーチ)、関係機関への研修を実施しました。(令和4年5月17日開設)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談対応件数	349件	346件	383件

(8) 広報及び啓発活動の実施(第4条第9項)

ア 「北九州市子どもを虐待から守る条例」、「体罰等によらない子育て」等の市民への周知条例の内容や、「体罰の禁止」等について、次のとおり、広報啓発を実施しました。

(主な啓発活動)

	実施時期	啓 発 内 容
1	通年	本市ホームページで相談窓口をPR
2	通年	出前講演実施 (55回 1,804人)
3	通年	「北九州市子どもを虐待から守る条例」パンフレット(以下「条例パンフレット」)、「子どもを虐待から守るためのハンドブック」(以下「ハンドブック」)を配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所、子ども総合センター、市民センター等で配付 ・ 出前講演、研修、会議等の際に配付 ・ 母子健康手帳交付時に体罰禁止チラシを配布 ・ 母親学級、4か月健診等でハンドブックを配布 ・ 「明日への伝言板」ホームページでの啓発活動
4	5月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載
5	5~6月	包括連携協定締結企業(スーパー)での条例パンフレットの掲示
6	8月9日	児童虐待対応リーダー養成研修会を開催(オンライン)
7	11月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載
8	11月3~13日	小倉駅・黒崎駅のライトアップ色の変更(オレンジ色)
9	11月18~24日	北九州モノレール駅での啓発ポスター掲示
10	11月22日	児童虐待問題 市民講座を開催(オンライン配信12月3日~12月26日)
11	11月	各区役所ロビー、市政テレビで啓発動画を放映
12	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボートレース若松及び小倉競輪場場内でのポスター掲示、条例パンフレット、ハンドブック配布 ・ ボートレース若松及び小倉競輪場場内ビジョンでの啓発動画放映 ・ ボートレース若松出走表へのオレンジリボンマーク及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載等
13	11月	包括連携協定締結企業(スーパー)等での啓発ポスター・チラシ掲示
14	11月	市立中央図書館・子ども図書館での啓発展示
15	11月	各区子ども・家庭相談コーナーでの周知・啓発
16	12月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載

イ 児童虐待防止啓発用チラシの作成・配布

相談対応件数が増加している面前 DV の防止を目的に、周知啓発チラシを作成し、区役所子ども・家庭相談コーナー、子ども総合センター、保育所等に配布しました。

ウ 子育てに関する情報発信の充実・強化

子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、子育てに関する情報発信の充実・強化に取り組みました。

- ① 情報誌「こそだて情報」を発行し、子育て関連施設、市民センター等へ配布
- ② ホームページ「子育てマップ北九州」に子育てに関する様々な情報を掲載
- ③ 北九州市公式SNS「好きっちゃ北九州」を利用した子育てに関する様々な情報を発信
- ④ 「きたきゅう子育て応援アプリ」を用いた情報発信

エ 市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等による子育てに関する情報提供

市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等を活用し、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供しました。

- ① 市政だよりに、児童虐待防止市民講座・虐待相談ダイヤルなどについて掲載(11月1日号)
- ② 市政テレビ(TVQ九州放送)にて、子育てに関する取組などについて放映
- ③ 市公式SNS(X・Facebook・LINE)にて随時情報を配信
- ④ 北九州市LINE公式アカウント上で、子育て情報へ簡単にアクセスできるように「子育て」に関するメニュー項目を用意

オ ヤングケアラーの周知・啓発

関係機関等と連携してヤングケアラーの早期発見に取り組むとともに、令和6年度は・関係機関、地域住民等への、ヤングケアラーに関する出前講演の実施(20回 684人)・「ヤングケアラー支援者研修会」の実施(オンライン配信10月16~31日、上映会10月22日)・ホームページ等でヤングケアラー相談支援窓口について周知・「明日への伝言板」ホームページでの啓発活動など市民や関係機関へ周知啓発を行いました。

ヤングケアラーについて (参考:こども家庭庁ホームページ)

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障害や病気のあるまよふだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性病的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。